3　千九百九十九年六月十八日に日本国政府とコートジボワール共和国政府との間で交換された書簡に基づきコートジボワール共和国政府と基金との間で締結された債務繰延契約に従って支払われるべき元本及び繰延利子　八、六七八、〇〇〇円　二一、六六六、〇一六円　三〇、三四四、〇一六円

4　二千三年十二月八日に日本国政府とコートジボワール共和国政府との間で交換された書簡に基づきコートジボワール共和国政府と銀行との間で締結された債務繰延契約に従って支払われるべき元本及び繰延利子　〇円　五四、五三〇、三一〇円　五四、五三〇、三一〇円

総計　八五、八五五、〇〇〇円　一八四、八〇五、〇〇二円　二七〇、六六〇、〇〇二円

付表四

債務の内訳	額		
	元本	繰延利子	計
1　千九百九十二年十一月十三日に日本国政府とコートジボワール共和国政府との間で交換された書簡に基づきコートジボワール共和国政府と基金との間で締結された債務繰延契約に従って支払われるべき元本及び繰延利子	四九、九七六、〇〇〇円	三、七一八、四一九円	五三、六九四、四一九円
2　千九百九十五年三月二十七日に日本国政府とコートジボワール共和国政府との間で交換された書簡に基づきコートジボワール共和国政府と基金との間で締結された債務繰延契約に従って支払われるべき元本及び繰延利子	三六、〇二五、〇〇〇円	一〇一、五一六、七三七円	一三七、五四一、七三七円
3　千九百九十九年六月十八日に日本国政府とコートジボワール共和国政府との間で交換された書簡に基づきコートジボワール共和国政府と基金との間で締結された債務繰延契約に従って支払われるべき元本及び繰延利子	八、六七八、〇〇〇円	二一、五〇九、八一二円	三〇、一八七、八一二円
4　二千三年十二月八日に日本国政府とコートジボワール共和国政府との間で交換された書簡に基づきコートジボワール共和国政府と銀行との間で締結された債務繰延契約に従って支払われるべき元本及び繰延利子	〇円	五四、五三〇、三一〇円	五四、五三〇、三一〇円
総計	九四、六七九、〇〇〇円	一八四、二七五、二七八円	二七五、九五四、二七八円

付表五

債務の内訳	額		
	元本	繰延利子	計
1　千九百九十二年十一月十三日に日本国政府とコートジボワール共和国政府との間で交換された書簡に基づきコートジボワール共和国政府と基金との間で締結された債務繰延契約に従って支払われるべき元本及び繰延利子	四九、九七六、〇〇〇円	一、五九七、三四八円	五一、五七三、三四八円
2　千九百九十五年三月二十七日に日本国政府とコートジボワール共和国政府との間で交換された書簡に基づきコートジボワール共和国政府と基金との間で締結された債務繰延契約に従って支払われるべき元本及び繰延利子	四五、八二七、〇〇〇円	一〇〇、一五九、四〇九円	一四五、九八六、四〇九円
3　千九百九十九年六月十八日に日本国政府とコートジボワール共和国政府との間で交換された書簡に基づきコートジボワール共和国政府と基金との間で締結された債務繰延契約に従って支払われるべき元本及び繰延利子	八、六七八、〇〇〇円	二一、三五三、六〇八円	三〇、〇三一、六〇八円
4　二千三年十二月八日に日本国政府とコートジボワール共和国政府との間で交換された書簡に基づきコートジボワール共和国政府と銀行との間で締結された債務繰延契約に従って支払われるべき元本及び繰延利子	〇円	五四、五三〇、三一〇円	五四、五三〇、三一〇円
総計	一〇四、四八一、〇〇〇円	一七七、六四〇、六七五円	二八二、一二一、六七五円